

平成 28 年度 青森市防災会議 会議概要

1 開催日時 平成 28 年 7 月 21 日（木） 15：00～15：46

2 開催場所 青森市教育研修センター 5 階大研修室（青森市栄町 1 丁目 10 番 10 号）

3 出席者 【委員】
別添出席者名簿のとおり（36 人中 33 人出席（代理出席含む））

【事務局（総務部危機管理課）】
高西正彦（総務部参事・課長事務取扱兼危機管理監）、
金澤敦（副参事）、鈴木達也（主幹）、花田慶仁（主査）、
長内麻恵（主査）、滝口貴史（主事）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【報告 1：各種応援協定等の締結について】

〔配布資料：資料 1「各種応援協定等の締結について」〕

◆資料 1 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○各種応援協定等の締結について</p> <p>市では、本年 2 月に開催した青森市防災会議以降、災害時における各種応援協定等を 7 者と締結したことから、その概要について順次報告する。</p> <p>まず 1 つ目は「災害時における支援協力に関する協定」についてであるが、青森市港町二丁目にある有限会社ジャムフレンドクラブ青森が所有する施設を災害時において緊急車両の集結場所、防災資機材の一時保管場所等に利用するため、本年 3 月 11 日に締結したものである。</p> <p>この施設は、浸水からの一時的・緊急避難場所としても利用することができ、災害時における地域の防災活動拠点としての利用が期待できるものとなっている。</p> <p>2 つ目の「大規模災害時における交通確保及び倒木被害への応急対策に関する協定」についてであるが、暴風・豪雨・</p>
-----	--

豪雪時の異常な自然現象又は大規模な事故等による大規模災害が市内に発生した場合において、道路に堆積した障害物の除去や街路樹、公園樹等の倒木被害の未然防止と倒木除去を目的とし、本年3月22日に青森南建設協会と協定を締結した。

3つ目の「福祉避難所の確保に関する協定」についてであるが、災害に伴い、避難所へ避難した場合に、避難所での避難生活に支障があると認められる方を受け入れる施設として、国立療養所松丘保養園と本年3月29日に協定を締結した。

高齢者や障がいのある方、視覚に障がいのある方も入所が可能であり、災害時の二次的避難所として有効と考えている。

なお、市内において福祉避難所として協定を締結している施設は、松丘保養園を含め23法人、35施設となっており、約2千5百人の収容が可能となった。

4つ目の「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」についてであるが、市では、陸奥湾に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として利用するため、昨年3月に8施設と同様の協定を締結しているところであるが、今回新たに、株式会社みどりやと本年4月28日に協定を締結したものである。

本協定の締結により、青森市本町二丁目にある青森グリーンパークホテル・アネックスを津波避難ビルとして指定することができ、津波避難ビルとしては、市内計9箇所、4,866人の一時避難者を収容できることとなった。

5つ目の「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」についてであるが、災害救助法第2条に規定する政令で定める程度の災害、つまり災害救助法が適用される程度の大規模な災害と同様の事象が発生したことにより社会に混乱が発生している場合において、避難所に避難した方などが家族等の安否確認を実施する場合や避難者自身の情報を発信する手段として災害時の非常用電話回線を確保できるよう、東日本電信電話株式会社青森支店と本年5月2日に覚書を締結したものである。

この特設公衆電話は、災害時の電話として、通信規制中でも使用できる発信専用の電話であり、避難施設の停電時も通話が可能である。

また、回線の敷設工事費用や、有事における通話料等は東日本電信電話株式会社青森支店の負担にてご協力いただくこととしている。

特設公衆電話の回線設置箇所は、防災活動拠点施設に指定

	<p>されている小学校など 51 箇所、そして防災活動拠点施設のバックアップ施設に指定されている市民センター等 12 箇所、合わせて計 63 箇所に設置を予定している。</p> <p>6 つ目の「災害時における避難所等施設としての使用に関する協定」については、学校法人青森田中学園が管理する青森中央学院大学、そして学校法人青森山田学園が管理する青森大学のそれぞれの施設の一部を避難所として使用できるよう、本年 5 月 30 日に協定を締結したものである。</p> <p>本協定締結により、民間の法人に避難者の収容施設を提供いただけることとなったが、本市が所有する施設のみでは避難者の収容人数に限界があることから、今後も民間の事業者等へ協力をお願いし、避難所の拡充に努めたいと考えている。</p> <p>報告 1 については以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。

【報告 2：平成 27 年度における青森市の主な災害状況等について】

〔配布資料：資料 2「平成 27 年度における青森市の主な災害状況等について」〕

◆資料 2 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 27 年度における青森市の主な災害状況等について</p> <p>まず一つ目の「平成 27 年 10 月 1 日から 2 日にかけての暴風に係る被害について」報告する。</p> <p>災害発生時の状況としては、急速に発達しながら日本海を北東に進む低気圧の影響を受け、10 月 1 日に暴風警報と波浪警報が発表され、いわゆる爆弾低気圧と言われる勢力で大荒れの天候であった。</p> <p>風速は、10 月 1 日から 2 日までの間で最大風速が秒速 15.8 メートル、最大瞬間風速は秒速 26.8 メートルを観測した。</p> <p>市では、風が非常に強く、被害の発生が予想されたことから、暴風警報が発表される前の 10 月 1 日 13 時より準備体制をとり、災害に対応することとしたところである。</p> <p>被害の状況としては、人的な被害はなかったが、家屋等の屋根のトタン剥離・飛散等による住家被害が 8 件、非住家被害が 7 件、公共施設被害 6 件、倒木等による道路関係被害が 9 件、倒木による農業被害関係が 3 件、その他に倒木、枝折れ、看板飛散等の被害が 27 件発生し、合計 60 件の被害が確認された。</p>
-----	--

	<p>次に「平成 27 年 10 月 8 日の台風第 23 号に係る被害状況」についてご報告する。</p> <p>当日の状況としては、昨年 10 月 8 日、日本海の東の海上を北上する台風第 23 号の影響を受け、暴風警報と波浪警報が発表され、最大風速秒速 13.8 メートル、最大瞬間風速秒速 20.2 メートルを観測した。</p> <p>市では 10 月 8 日午前 10 時から災害に備えた準備体制をとって対処した。</p> <p>被害状況については、人的な被害はなかったが、家屋の屋根のトタン剥離等による非住家被害が 5 件、公共施設被害 2 件、高潮による道路冠水で道路関係被害が 3 件、大量の海草が水路を逆流して水路を閉塞した河川被害が 1 件、その他として看板飛散等の被害が 2 件発生した。</p> <p>次に火災について報告する。</p> <p>消防の出動区分のうち、出動規模の比較的大きい第三出動のあった事案を報告する。</p> <p>発生日時は今年の 3 月 31 日午前 2 時 43 分頃、青森市野内字浦島において木造モルタル一部 2 階建ての物置兼作業場から出火したものである。</p> <p>この火災により建物を全焼したほか山林を 3 アール焼損しているが、被害程度を勘案し、本市地域防災計画【総則 災害の記録】への掲載はしないこととする。</p> <p>報告は以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。

【報告 3：八甲田山火山対策について】

[配布資料：資料 3「八甲田山火山対策について」]

◆資料 3 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○八甲田山火山対策について</p> <p>今年 2 月に開催した防災会議にて、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が昨年 7 月に公布され、12 月 10 日に施行されたことについて、報告したところであるが、その後の経過について説明する。</p> <p>今年 2 月 22 日、国から青森県、青森市、十和田市が「火山災害警戒地域」に指定されたところである。</p> <p>これは活動火山対策特別措置法第 3 条に基づくもので、噴</p>
-----	--

	<p>火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として指定されたものである。</p> <p>この指定に伴い、これまで青森県総務部危機管理監を会長として組織していた「八甲田山火山防災協議会」に替わり、青森県知事を会長とし、関係市長、气象台、火山専門家、消防、警察等で構成される法律第4条に基づく「八甲田山火山防災協議会」が本年4月に設置された。</p> <p>当該協議会では、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等に関する噴火警戒レベルの設定や避難場所、避難経路等の避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議を進めていくこととなる。</p> <p>火山災害警戒地域に指定された青森市としては、今後、本市の地域防災計画の中に定める事項として、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集、伝達や予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項等を、八甲田山火山防災協議会の意見を踏まえながら、記載することが義務付けられることとなったものである。</p> <p>報告は以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。

(4) 議事

【案件1：地域防災計画の修正(案)について】

〔配布資料：資料4「地域防災計画の修正(案)について」

資料4-(1)「青森市災害被害想定調査の結果を踏まえた見直しについて」

資料4-(2)「避難所の見直しについて」

資料4-(2)別紙「青森市地域防災計画修正案(抜粋)」

資料4-(3)「災害危険箇所に係る対象施設一覧について」

資料4-(3)別紙「要配慮者利用施設一覧(H27年8月1日時点)」

資料4-(4)、(5)「各種災害時応援協定の追加・課名の変更について」

◆資料4に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市地域防災計画の修正について</p> <p>本市地域防災計画については、平成26年2月に開催した当会議において大幅な内容の修正を行ったところであるが、今回の会議では、資料のとおり(1)から(5)の5つの項目の</p>
-----	--

修正について提案させていただく。

まず、「青森市災害被害想定調査の結果の反映」についてであるが、資料 4- (1) の「青森市災害被害想定調査の結果を踏まえた見直しについて」をご覧ください。

平成 28 年 2 月の当会議において、報告した「青森市災害被害想定調査」の結果を踏まえ、本市の地域防災計画の【総則・災害予防計画編 第 1 章 第 7 節 青森市の自然的・社会的条件】に記載している青森市の面積、地形分類図、表層地質図及び【第 1 章 第 9 節 青森市の地震環境】に記載している青森市付近震源分布垂直断面図、4. 内陸で発生する地震、入内断層の活動調査結果、【第 1 章 第 11 節 地震・津波災害の想定】に記載している青森市地震防災アセスメント調査結果等について、最新の知見にデータを修正するものである。

2 つ目は、「避難所等の選定」についてであるが、資料 4- (2) 「災害対策基本法の改正を踏まえた指定避難所等の見直しについて」をご覧ください。

東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所である「指定緊急避難場所」、避難生活を送るための避難所である「指定避難所」が明確に区別されていなかったことが被害拡大の要因の一つとされている。

これを受け、国では、平成 25 年 6 月に災害対策基本法を改正し、指定緊急避難場所及び指定避難所をそれぞれ指定することを各市町村へ求めているところである。

本市では、これまでも避難所の拡充に努めてきたところであるが、この度の法改正を踏まえ、市民が安全かつ、迅速に避難行動をとることができるよう、それぞれの指定基準を定め、改めて、現在、指定している避難所の見直しを検討することとした。

このことから、これまで地域防災計画【総則 第 2 章 第 4 節 避難所の選定】の内容を修正し、指定に際しての基準を定めるものである。

資料 4- (2) 別紙①をご覧ください。

指定緊急避難場所の指定基準の概要についてであるが、「2. 指定緊急避難場所の指定基準」の①から⑦に記載のとおり、洪水、がけ崩れ、高潮、地震など政令で定める異常な現象の種類ごとに分類し、指定することを規定しており、(1) 共通基準としては、速やかに避難者を受入れることが可能な施設であるかなどの管理上の基準、収容人数を積算するための広さを示す収容人数に関する基準を定めており、次のページ以

降（２）個別基準として、アからクまで記載のとおり、異常な現象に対し安全な構造であるかなどの構造上の基準、異常な現象が発生した場合、危険が及ばない安全区域に位置しているかなどの立地上の基準を規定している。

次に、資料４－（２）別紙①の４ページをご覧ください。

指定避難所の指定基準の概要についてであるが、指定避難所については、災害種別に限らず指定することとし、管理上の基準、構造に関する基準、福祉避難所に関する基準、収容人数に関する基準を規定することとしている

資料４－（２）の２ページ目には、現在の指定区分と法改正後の指定区分の相関を示す表を掲載している。

現在、指定している広域避難所、一時避難所、津波避難ビルは、指定緊急避難場所として各種災害ごとに指定することを想定している。

収容避難所については、指定緊急避難場所及び指定避難所の両方を兼ねて指定することとし、福祉避難所は、指定避難所のうち、福祉避難所として指定することを想定している。

今後の流れとしては、現在、指定している施設等を対象に、避難者を受け入れるための管理体制、施設構造、収容スペース等の要件や指定の可否について、施設管理者に確認し、同意を得られた施設を法改正後の指定区分である、指定緊急避難場所や指定避難所に指定することとしている。

指定後は県への通知、公示後に、地域防災計画へ記載する予定としており、指定緊急避難場所、指定避難所に指定する施設等については、改めて委員の皆様へ、防災会議の場において御報告させていただくことを考えている。

地域防災計画修正項目の３つ目としては、「災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等一覧の追加」である。

資料４－（３）「災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等の把握について」をご覧ください。

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律において、災害危険箇所に立地する、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする方が利用する施設については、警戒避難体制等の防災体制の整備に努め、市町村地域防災計画に位置づけるものとされている。

このことを受け、昨年、本市では災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等の把握に関する各種調査を実施したところである。

	<p>その結果としては、平成 27 年 8 月 1 日現在で各種法令に基づき設置されている市内の要配慮者利用施設 1, 185 施設のうち、災害危険箇所へ立地している施設は、230 箇所となっていたところである。</p> <p>なお、この調査結果については、今後も調査を実施し、内容については、随時更新していくこととしている。</p> <p>次のページ以降には、昨年実施した調査結果や施設一覧を掲載しており、地域防災計画【資料編】へ記載するとともに、各施設に対して注意喚起の文書の送付し、実効的な災害警戒避難体制の確立をお願いしているところである。</p> <p>また、避難勧告等の防災情報を適切に提供できるよう、各施設との情報伝達体制も整備しているところである。</p> <p>4 つ目の地域防災計画の修正内容についてであるが、資料 4- (4) をご覧いただきたい。</p> <p>「報告 1」にて説明した 7 件の各種災害時応援協定等の締結に係る協定書等を地域防災計画【資料編】へ記載するものである。</p> <p>5 項目は、資料 4- (5) のとおり、市の機構改革に伴い課名等の変更があったところであり、また、県の防災担当課の課名が変更されたことから所要の変更を行うものである。</p> <p>修正については、以上の 5 項目である。</p> <p>また、資料にはないが、今後の修正予定としては、「報告 3」で説明した八甲田山火山対策について、八甲田山火山防災協議会での意見を踏まえ、また県の地域防災計画との整合性を図りながら、避難計画等の作成を進め、その内容を計画に盛り込むこととしている。</p> <p>また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った後、その避難所の一覧を地域防災計画【資料編】へ掲載することとしている。</p> <p>なお、このほか、施設の名称変更等の軽微なものについては、事務局にて随時変更させていただきたいと考えているので、ご了承願いたい。</p> <p>以上である。</p>
--	---

◆ 質疑等

鹿内会長	事務局から説明のあった修正案について、質問、意見はあるか。
吉川委員 (日本赤)	指定避難所等について見直しが行われるとのことだが、この見直しによって、どの程度の人数の市民が避難所に避難で

十字社青森県支部)	きるようになるのか、お知らせ願いたい。
事務局	<p>本日、示した指定基準を満たす施設等を選定するため、施設等の内容を確認する作業があることや、指定に当たっては、改めて管理者の同意をいただく必要があることなどから、現時点では、確たる数字を申し上げることができない。</p> <p>参考までに、現在指定している収容避難所の収容可能人員の人数について説明させていただくと、現時点では、約 6 万 5 千人程度を収容可能であり、昨年度実施した青森市災害被害想定調査の結果によると、最大で約 5 万 7 千人の避難者が出る見込みになっている。</p> <p>現時点では、数字としては充足しているところであるが、避難所指定の見直し後も、可能な限り多くの収容人数が確保できるよう、避難所の拡充も含め、取組みを進めてまいりたいと考えている。</p>
鹿内会長	<p>他に質問はないか。</p> <p>他に異議等が無ければ、提案のとおり修正をさせていただくこととする。よろしいか。</p> <p>では、ただいまの「案件 1 地域防災計画の修正(案)について」は、事務局提案のとおり修正することとする。</p>

【案件 2：平成 28 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について】

〔配布資料：資料 5「平成 28 年度青森市総合防災訓練実施要領（案）」〕

◆資料 5 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 28 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について</p> <p>昨年度の青森市総合防災訓練については、防災訓練の前日から、青森市内に暴風・波浪警報が発表され、防災訓練を実施するには危険との判断から、中止としたところである。</p> <p>今年度の総合防災訓練については、災害対策基本法及び青森市地域防災計画に基づき、防災関係機関、団体、地域住民の参加と連携のもと、大地震を想定した各種訓練を行うとともに、災害の予防、応急対策等の防災活動が迅速、的確かつ総合的に実施できるよう訓練を行い、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施するものである。</p> <p>訓練の実施の内容は、津波災害と土砂災害に対する訓練を実施するものとし、「津波避難ビル」、「津波ハザードマップ」を活用した訓練と「土砂災害ハザードマップ」を活用した訓</p>
-----	---

練、収容避難所や福祉避難所の開設・運営訓練など、地域住民参加型の訓練を予定している。

訓練実施日については、本年 10 月 1 日、土曜日の午前中を予定している。

実施地区については、青森地区と浪岡地区の 2 箇所とし、青森地区では、浅虫地区において、収容避難所である「ユーサ浅虫」、津波避難ビルである「ホテル秋田屋」、「海扇閣」、一時避難所として「旧浅虫小学校校庭」、さらには、福祉避難所として「軽費老人ホーム和幸園」を使用することとしている。

また、浪岡地区では、本郷地区において、収容避難所である本郷小学校を使用することとしている。

次に、訓練に際しての災害想定について説明する。

青森地区は、

- 訓練当日の午前 9 時に、青森湾西岸断層帯いわゆる入内断層を震源とする地震が発生。本市内は震度 5 強の揺れを観測し、陸奥湾沿岸部に津波警報が発表される。
- 市は、陸奥湾沿岸部の津波避難対象住民に避難指示を発令。
- 浅虫地区への第 1 波津波到達時間は発災から 11 分後、高さ 3.1 メートルの津波が到達し、国道 4 号線を越え、青い森鉄道線路付近まで浸水。
- 浅虫地区の浸水域付近の住民は、収容避難所の「ユーサ浅虫」へ、津波避難ビルに指定している「ホテル秋田屋」、「海扇閣」へ避難、また自宅等の高層階への垂直避難、「旧浅虫小学校校庭」等の高台避難を実施。
- 津波警報が解除された後、津波避難ビル、自宅等の避難者、また「旧浅虫小学校校庭」等から収容避難所となる「ユーサ浅虫」へ避難誘導。
- 「ユーサ浅虫」を収容避難所として避難所を開設、運営。
- 町会等支援者は、収容避難所において、地域住民、避難行動要支援者の安否を確認。
- 避難行動要支援者については、福祉避難所確保に関する応援協定を締結している法人に福祉避難所の開設を要請し、対象者を福祉避難所まで移送。
- ライフライン応急復旧活動を実施。
- 収容避難所への食糧、物資等を防災拠点施設である旧浅虫小学校から搬送。

これらの設定に基づき訓練を実施する。

次に、浪岡地区については、

	<p>震源、震度は青森地区と同様の想定であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数日前からの大雨の影響もあり、市は、土砂災害の危険度が高まっている本郷地区へ避難指示を発令。 ○収容避難所である本郷小学校へ避難。 ○収容避難所として開設、運営を行う。 ○町内会等支援者は、収容避難所において、地域住民、避難行動要支援者の安否の確認を行う。 <p>これらの設定に基づき訓練を実施する。</p> <p>次に、訓練項目については、青森地区では、津波対策訓練、浪岡地区では土砂災害対策訓練を基本とし、地域住民参加型の避難所開設運営訓練等を行う。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練 ○広報車による災害広報訓練 ○避難所の開設及び運営訓練 ○福祉避難所の開設運営訓練として、福祉避難所の開設及び運営と健康相談の訓練 ○備蓄防災資機材の操作習熟訓練 ○災害時応援協定を締結している業者との防災資機材、生活支援物資輸送訓練 ○電気、電話、ガス等のライフラインの応急復旧訓練 ○日本赤十字社青森県支部による救急救命訓練 ○自衛隊による炊き出し訓練 ○自主防災組織による避難誘導等各種訓練 ○水道部の給水車による給水訓練 ○自衛隊による倒壊家屋等からの救出、救護訓練や人命救助システム機器の展示 ○交通部のバスによる避難者移送訓練 ○災害時に使用する消防車両、支援車等の展示と解説 ○警察による交通規制警戒活動の実施 <p>などの実施を予定している。</p> <p>また、浪岡地区では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練 ○同報系防災行政無線による避難指示等の情報伝達訓練 ○町内会による避難及び避難行動要支援者の避難誘導訓練 ○現地対策本部設置訓練 ○浪岡事務所健康福祉課、浪岡教育事務所教育課、学校、町内会による避難所開設及び運営訓練 ○各種備蓄防災資機材の操作習熟訓練
--	---

	<p>○給水車による給水訓練</p> <p>○浪岡消防署員による救急救命訓練</p> <p>○参加者による炊き出し訓練</p> <p>○警察による交通規制警戒活動の実施</p> <p>○災害救助犬の行方不明者捜索訓練</p> <p>などを予定している。</p> <p>今後、それぞれの地域住民をはじめ、関係各機関、団体の皆様へ訓練実施について調整を図り、協力を得ながら実施したいと考えている。</p> <p>また、同日の同時刻に同じ災害想定で、古川中学校教育振興会が主催し、周辺町会、中学校、日本赤十字社青森県支部、消防本部、市の危機管理課等が参加する防災訓練が古川中学校で実施されることとなっているので、併せて報告する。</p> <p>説明については以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり訓練を実施することについて承認された。

(5) 情報交換

鹿内会長	<p>予定していた議事はすべて終了した。</p> <p>これより、各委員との情報交換を行いたいと思うがどうか。</p>
小森委員 (東日本 電信電話 株式会社 青森支社)	<p>先ほど、パンフレットを配らせていただいたが、NTT東日本では、「災害伝言ダイヤル」※という取組みを行っている。</p> <p>この機会に、内容について確認いただければと考えているので、よろしく願います。</p> <p>以上である。</p> <p>※災害用伝言ダイヤル（171）</p> <p>地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板。</p>
鹿内会長	<p>その他、皆様から情報提供等があれば、お願いしたいがどうか。よろしいか。</p>

(6) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。